

四街道市下水道条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等工事は、排水設備等の工事に関し管理規程で定める技能を有する者が専属する業者として管理規程で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「下水道排水設備指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>2 下水道排水設備指定工事店は、前条の規定により確認を受けた書類に基づき工事を実施しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第18条 手数料は、次の各号の定めるところにより、申込者からこれを徴収する。</p> <p>(1) <u>第6条第1項に規定する計画の確認を受けるとき</u> <u>1件につき</u> <u>3,000円</u></p> <p>(2) <u>第7条第1項に規定する下水道排水設備指定工事店の指定を申請するとき</u> <u>1件につき</u> <u>12,000円</u></p> <p>(3) <u>第8条第1項に規定する工事完成の検査を受けるとき</u> <u>1件につ</u> <u>き</u> <u>3,000円</u></p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等工事は、排水設備等の工事に関し管理規程で定める技能を有する者が専属する業者として管理規程で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「下水道排水設備指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>2 下水道排水設備指定工事店は、<u>工事実施前に工事材料の検査を受け、かつ</u>、前条の規定により確認を受けた書類に基づき工事を実施しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第18条 手数料は、次の各号の定めるところにより、申込者からこれを徴収する。</p> <p>(1) <u>第7条第1項に規定する下水道排水設備指定工事店の指定を申請するとき</u> <u>1件につき</u> <u>3,000円</u></p> <p>(2) <u>第7条第2項に規定する材料の検査を受けるとき</u> <u>1件につき</u> <u>150円</u></p> <p>(3) <u>第8条第1項に規定する工事完成の検査を受けるとき</u></p> <p><u>公共下水道接続管渠内のり</u></p> <p><u>150ミリメートル未満</u> <u>1件につき</u> <u>250円</u></p> <p><u>150ミリメートル以上</u> <u>1件につき</u> <u>300円</u></p> <p><u>300ミリメートル以上</u> <u>1件につき</u> <u>3,000円</u></p>